

# 令和6年度江東区社協だより広告掲載募集要領

6 江東社協総第30号

令和6年4月12日

## I 社協だより概要

### 1 発行予定部数

夏号(234号) 300,500部

冬号(235号) 301,000部

※夏・冬号(234・235号)は、299,000部を江東区内全域にポスティングにより配付する他、区内公共施設等に掲示する。

### 2 発行予定日

	(発行予定)	(原稿締切日)
夏号(234号)	6月25日	4月30日 17:00
冬号(235号)	1月5日	11月30日 17:00

3 仕様 夏号(234号) タブロイド判カラー12ページ

冬号(235号) タブロイド判カラー12ページ

(ただし、広告については本会が指定する2色で、1面・最終面に掲載)

## II 広告の掲載について

### 1 広告を掲載する優先順位

社会福祉に理解があり、江東区の福祉増進に寄与すると認められる事業所とします。その中でも、江東区社会福祉協議会の会員である事業所を優先いたします。

### 2 掲載の制限

掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 社協だよりの内容、公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人事募集、その他これらに類するもの
- (3) 風俗営業等に関するもの
- (4) 個人の名刺広告またはその疑いのあるもの
- (5) 貸金業いわゆるサラリーマン金融等に関するもの
- (6) 不動産広告
- (7) 公の秩序、または善良な風俗に反するもの、また反するおそれのあるもの
- (8) その他、会長が適当でないと認められるもの

### 3 広告掲載寸法、掲載位置

- (1) 広告の寸法は、概ね横80mm 縦40mmとします。

- (2) 広告の掲載数は、1面及び最終面の下段（1ページ3枠）とします。  
但し、夏号（234号）の最終面は、中段（振込用紙裏面の上）とします。  
※複数枠の申込みも可能です。

#### 4 掲載の申込み及び決定

申込み希望者は、原則として掲載を希望する号の発行予定日のおおむね1カ月前までに本会指定の申込書に必要事項を記入の上、お申込みください。

申込み内容を本会にて審査し、適当であることを確認の上決定し、ご連絡いたします。

なお、申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

#### 5 版下（原稿）の提出について

外部メディアに記事を入力して、発行日の原稿締切日までに、江東区社会福祉協議会に郵送またはご持参していただくか、指定するメールアドレスに送信してください。

### Ⅲ 広告掲載料金について

1 広告料は、1枠あたり20,000円（消費税込み）とします。

2 広告料は、社協だより審査の決定通知後1週間以内に、本会指定の口座へお振り込みいただくか、窓口へご持参下さい。

（振込の際の手数料は、広告主負担となります）

### Ⅳ その他

1 広告の版下に関する一切の責任は、申込み者が負い、広告の版下の作成及び郵送等に係る一切の費用は、申込み者の負担とします。

2 校正は1回限りといたします。

3 本会ホームページに社協だよりを掲載（PDF形式）する際、広告部分は削除いたします。

### Ⅴ 申込み・問合せ先

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 総務課 管理係

〒135-0016 江東区東陽6-2-17 高齢者総合福祉センター2階

Tel 3647-1895 Fax 3647-5833

E-mail kanri@koto-shakyo.or.jp